

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第9号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長、岡部君。

産業課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第9号、多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、条例で定めている緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の緩和措置について、その適用範囲を拡大しようとするものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

改正前の附則3にあります、下線を引いてある箇所「における甲種区域」を削り、当条例第3条の表の、甲種、乙種の全区域を緩和措置の対象とするものでございます。

2ページをお開きください。

附則として、施行日につきましては「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。」と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の提案説明を申し上げます。

宜しくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。